

## 中小企業大学校講座受講促進助成について

法定中小企業者である会員が、経営安定対策の一環として、その経営者、後継者、従業員を中小企業大学校へ派遣し、所定の講座を受講させた場合、助成を行います。

助成対象	法定中小企業者（資本金3億円以下又は常用従業員300人以下）の経営者、後継者、従業員
申請期間	平成31年4月1日（月）～令和元年12月20日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	受講料の3分の2 ※一事業者から複数申込みいただけます。
申請方法	<p>①協会への助成金申込み（R1. 7. 1～R1. 12. 20） 助成金事前申請書を協会へ提出して下さい。</p> <p>②中小企業大学校への研修申込み 協会より受講承認の連絡があり次第、中小企業大学校へ受講申込み手続きを行って下さい。 申込みと同時に受講料を納入する必要がある場合は、所定の受講料全額を納入して下さい。</p> <p>③助成金交付請求※受講修了後（～R2. 2. 28） 受講修了通知書、助成金交付請求書、請求内訳書を協会へ提出して下さい。</p>
注意点	対象講座内容を交付要綱でご確認下さい。

## 中小企業大学校講座受講促進助成金交付要綱

平成13年4月26日制 定

平成30年3月19日最終改正

公益社団法人長崎県トラック協会

### (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会(以下「協会」という)の会員事業者(以下「会員」という)が経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に行う、経営者、管理者等の中小企業大学校講座受講を促進するための助成金(以下「助成金」という)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 協会の会員で法定中小企業者(資本金3億円以下又は常備従業員300人以下)の経営者、後継者及び従業員とする。

2 ただし、会費の滞納がないこと。

### (対象校)

第3条 国の人材養成機関である中小企業大学校9校を対象とする。最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	所在地	電話
旭川校	〒078-8555 北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	〒955-0025 新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1192
瀬戸校	〒489-0001 愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡	0790-22-5931
広島校	〒733-0834 広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-5800
直方校	〒822-0005 福岡県直方市永満寺1463-2	0949-28-1144
人吉校	〒868-0021 熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

### (対象講座)

第4条 対象となる講座は、当該年度における中小企業大学校の各校が定める講座(但し、2月末までに修了証が交付される講座)であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材教育、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

### (助成交付額及び受講定員)

第5条 助成交付額は、1回の受講料の3分の2とする。

2 一事業者からの複数の申込みも妨げない。

### (助成金交付申請)

第6条 会員が本助成金の交付を受けようとするときは、以下に掲げる書類を協会へ提出する。

#### (受講前)

- ① 助成金事前申請書(様式1)
- ② 申請内訳

#### (受講後)

- ① 受講修了通知書(様式2)
- ② 助成金交付請求書(様式3)
- ③ 請求内訳

### (大学校への申込み)

第7条 前条の事前申請に対して協会から受講の承認の連絡があり次第、中小企業大学校へ受講申込み手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料(全額)を、会員が直接、当該校に納入する。

### (助成金の交付)

第8条 協会は会員より受講後の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その内容が条件に適合すると認めるときは会員に対して助成金を交付する。

### (受講講座の変更及びキャンセル)

第9条 会員は助成の申し込みを行った後、やむを得ない理由により受講講座の変更又はキャンセルをした場合、速やかに協会へ連絡し、変更届出書(様式4)を提出する。

### (助成金の返納)

第10条 協会は会員の交付申請が正常なものでないことが判明した場合、助成金の返納を求めるものとする。

### (報告の義務)

第11条 助成金の交付を受ける会員は、協会が必要と認めた場合には、所定の報告を行わなければならない。

### (その他)

第12条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

### (附則) (平成28年5月26日)

第1条 この要綱は平成28年4月1日から適用する。

(様式1)

申請日 令和 年 月 日

中小企業大学校講座受講促進助成制度  
(助成金事前申請書)

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

法人番号

事業者名

住 所

代表者名

印

電話番号

当社の経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱に基づき、講座を受講させる予定ですので、事前申請致します。

記

1. 申請予定額 \_\_\_\_\_ 円

2. 申請内訳 別紙のとおり

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申込者 殿

本助成金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

交付決定 (令和 年 月 日付 ※助成予定額: \_\_\_\_\_ 円)

決定保留 (予算超過の為)

※後日、決定通知書により交付か不交付かについて通知致します。  
補正予算により交付か不交付か決定する為、通知は年度末となる場合もあります。

受講後は、速やかに (1か月以内に) 実績報告書を提出して下さい。

公益社団法人 長崎県トラック協会 (担当: \_\_\_\_\_ )

第 号

					会社名 ( )		
	受講予定者氏名 (役職)	年齢	校名	受講予定コース名	受講予定期間	受講料	申請予定額※
1	( )				~	円	円
2	( )				~	円	円
3	( )				~	円	円
4	( )				~	円	円
5	( )				~	円	円
計						円	円

※受講料については、事業者・県ト協・全ト協が、各々3分の1の割合で負担する。

但し、事業者・県ト協の負担額は、百円未満は切り捨てとし、全ト協の負担額は、受講料から事業者及び県ト協の負担を差し引いた額とする。

<具体例> 受講料35,000円の場合

$35,000円 \div 3 = 11,666円$  → 事業者・県ト協負担額 **11,600円**

$35,000円 - (11,600円 \times 2)$  → 全ト協負担額 **11,800円**

よって、この場合の助成額は **11,600円 (県ト協) + 11,800円 (全ト協) の23,400円** となる。

(様式3)

令和 年 月 日

中小企業大学校講座受講促進助成制度  
(助成金交付請求書)

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

事業者名

住 所

代表者名

印

電話番号

中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 助成金請求額 \_\_\_\_\_ 円

2. 請求内訳 別紙のとおり

3. 助成金振込先 ※ 下記に☑してください

事前登録口座への振込を希望します

以下の口座への振込を希望します

( 銀行・信用金庫 )

支店

(フリガナ)

( 普通 ・ 当座 ) 口座番号 :

口座名義

※添付書類： 受講修了通知書(様式2)、受講修了証書(写)、振込金領収書(写)

(以下、協会受付印がある場合のみ有効) ※助成確定時は以下により FAX で通知します。

申請者 殿

本助成金について、下記のとおり確定しましたので通知致します。

交付予定日：令和 年 月 日 ※助成額： \_\_\_\_\_ 円

令和 年 月 日  
公益社団法人 長崎県トラック協会

第 号

決 裁	常勤理事	事 務 局	担当

(様式3別紙：請求内訳) 中小企業大学校講座受講促進助成制度

				会社名 ( )		
	受講者氏名 (役職)	校名	受講コース名	受講期間	受講料	助成額※
1	( )			~	円	円
2	( )			~	円	円
3	( )			~	円	円
4	( )			~	円	円
5	( )			~	円	円
計					円	円

※受講料については、事業者・県ト協・全ト協が、各々3分の1の割合で負担する。

但し、事業者・県ト協の負担額は、百円未満は切り捨てとし、全ト協の負担額は、受講料から事業者及び県ト協の負担を差し引いた額とする。

<具体例> 受講料35,000円の場合

$35,000円 \div 3 = 11,666円$  → 事業者・県ト協負担額 **11,600円**

$35,000円 - (11,600円 \times 2)$  → 全ト協負担額 **11,800円**

よって、この場合の助成額は**11,600円 (県ト協) + 11,800円 (全ト協) の23,400円** となる。